

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント～

令和元年10月

奈良県人事委員会

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差に基づく給与改定
- 5 給与改定内容
- 6 モデル給与例
- 7 給与勧告の実施状況

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告対象職員は、給与条例の各給料表適用者14,545人（再任用職員等を除く）であり、昨年より4人の減となっています（行政職については、3,461人で昨年より13人の減）。
また、対象職員の平均年齢は40.9歳で、昨年より0.4歳低下となっています（行政職については、昨年より0.1歳低下）。

	職員数（人）			平均年齢（歳）		
	H31年4月	H30年4月	増減	H31年4月	H30年4月	増減
全職種	14,545	14,549	△ 4	40.9	41.3	△ 0.4
行政	3,461	3,474	△ 13	42.4	42.5	△ 0.1
公安	2,456	2,466	△ 10	37.9	37.8	0.1
教育(二)	2,251	2,304	△ 53	44.6	44.9	△ 0.3
教育(三)	5,962	5,879	83	39.8	40.4	△ 0.6
研究	199	199	0	43.3	42.8	0.5
医療(一)	19	21	△ 2	40.8	40.2	0.6
医療(二)	99	108	△ 9	44.6	45.3	△ 0.7
医療(三)	63	64	△ 1	41.5	41.9	△ 0.4
福祉	34	32	2	41.8	44.3	△ 2.5
任期付研究員	1	2	△ 1	-	38.3	-

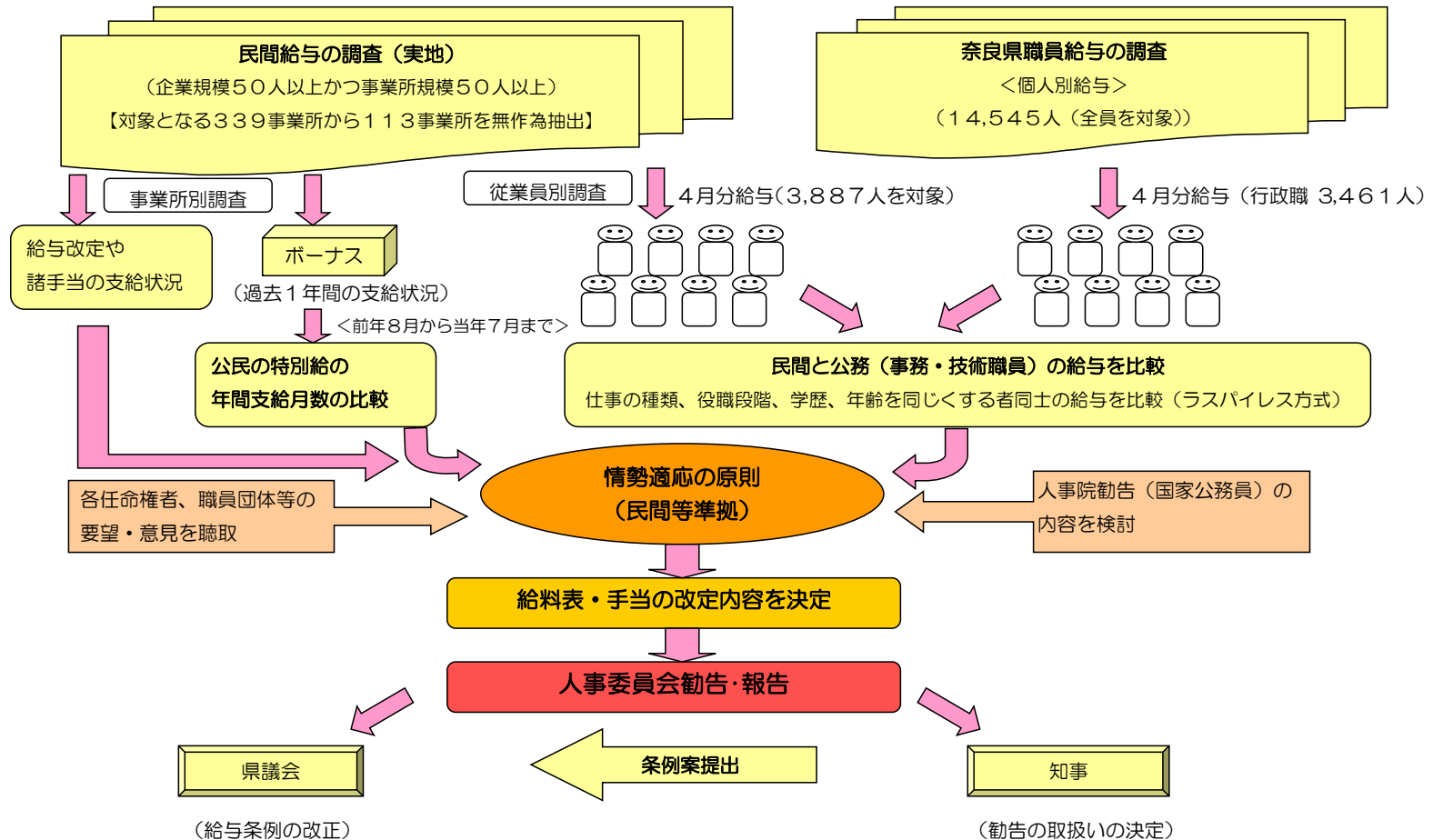
（注）職員数は、再任用職員、臨時的任用職員、非常勤職員を除く人数である。

（平成31年4月1日現在）

2 給与勧告の手順

奈良県人事委員会では、奈良県職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

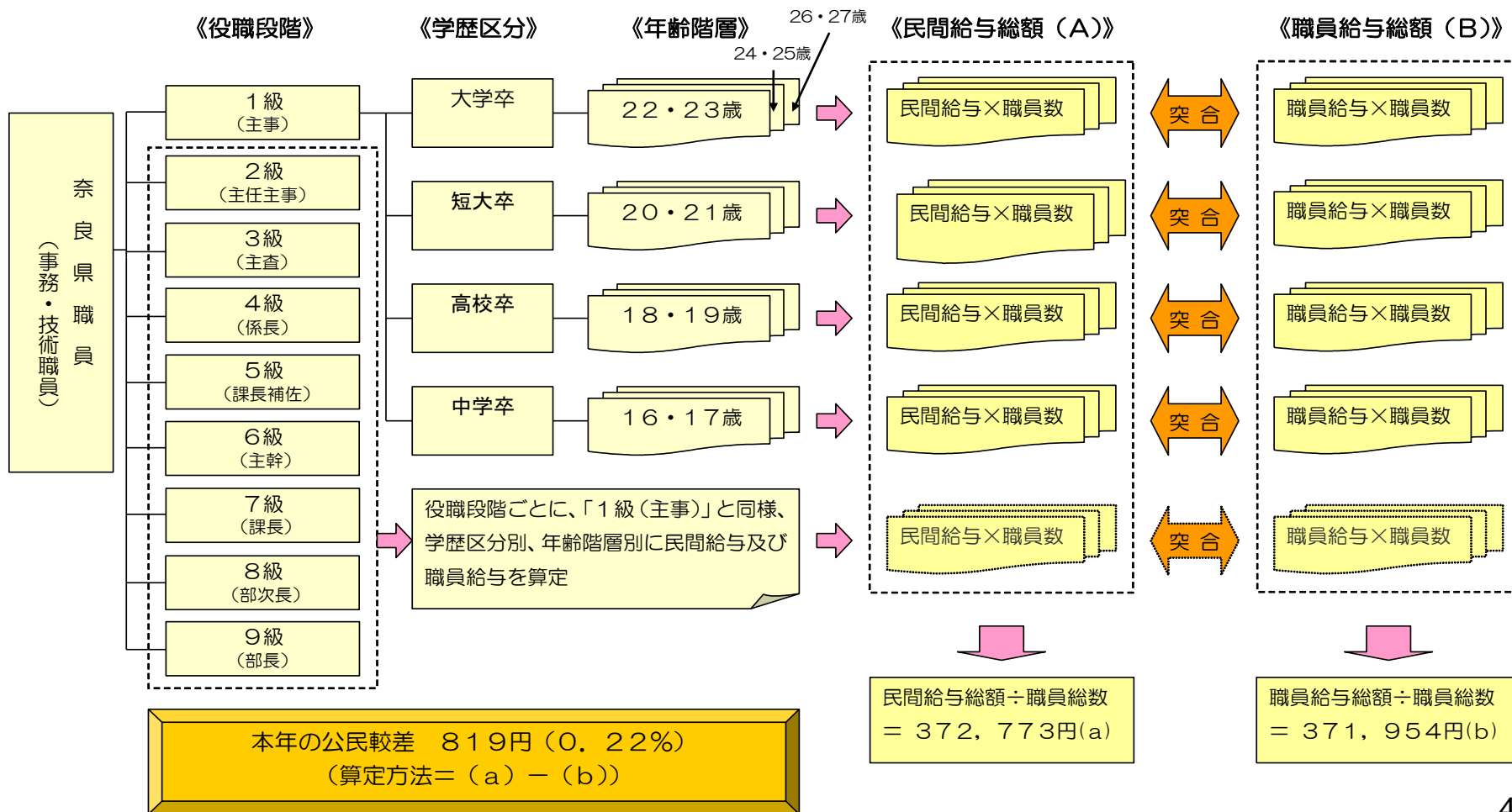
また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に奈良県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の奈良県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

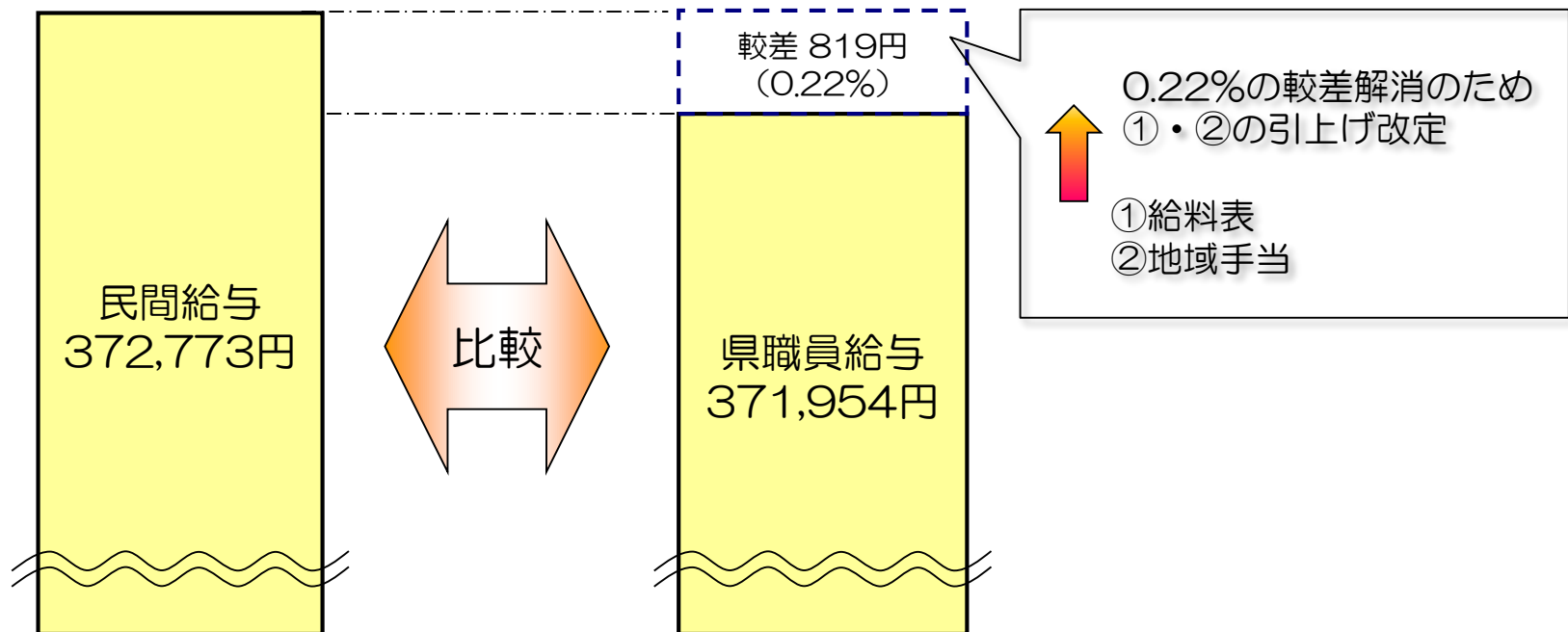
具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴区分、年齢階層別の奈良県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに奈良県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



4 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差 819円 (0.22%) を解消するため、以下のとおり月例給与及び地域手当の改定を行うこととしました。

【月例給与の公民較差】



5 給与改定内容

本年の給与改定

1 給料表

人事院勧告に準拠することを基本に改定（平均改定率0.1%）
・30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定

2 地域手当

医療職（一）の適用を受ける職員を除き、地域手当の支給割合を一律0.1%引上げ

3 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.05月分引上げ 4.45月→4.50月分
引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

4 実施時期

給料表及び地域手当：平成31年4月1日
勤勉手当：令和元年12月1日

6 モデル給与例

区 分	年 齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差 (円)
		月額 (円)	年間給与 (円)	月額 (円)	年間給与 (円)	
主 事 (高卒新採)	18歳	163,710	2,688,000	165,897	2,732,000	44,000
主 事 (大卒新採)	22歳	200,304	3,289,000	202,097	3,329,000	40,000
主 事	25歳	219,136	3,598,000	220,947	3,639,000	41,000
主任主事	30歳	256,265	4,208,000	257,789	4,246,000	38,000
主 査	35歳	301,526	5,018,000	301,807	5,038,000	20,000
主 査	40歳	336,301	5,596,000	336,615	5,619,000	23,000
係 長	45歳	388,945	6,558,000	389,308	6,586,000	28,000
課長補佐	50歳	413,555	6,973,000	413,941	7,003,000	30,000
課 長	—	544,309	8,863,000	544,817	8,897,000	34,000
部 次 長	—	598,665	10,073,000	599,224	10,115,000	42,000
部 長	—	676,347	11,417,000	676,979	11,464,000	47,000

(注) 1. 給与月額欄は、特例条例による給与減額措置がないものとした場合で算出。

2. モデル給与例の給与月額は、給料、管理職手当及び地域手当（下記参照）を基礎に算出。

○ 地域手当 : 本庁勤務（勧告前：7%、勧告後：7.1%）

○ 管理職手当 : 課長（80,100円）、部次長（103,700円）、部長（128,900円）

7 給与勧告の実施状況

県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きの傾向が平成25年まで続いていましたが、本年は、6年連続で年間給与が増額となりました。

年	改定内容		公民較差		改定後		すき枠	特別給			平均年間給与		備考
	+	-	額	率	額	率		改定前	改定後	差	額	率	
	月例給	特別給	円	%	円	%		月	月	月	円	%	
R1	+	+	819	0.22	787	0.21	32	4.45	4.50	0.05	32,000	0.5	・月例給、特別給ともに6年連続の引上げ改定
H30	+	+	672	0.18	646	0.17	26	4.40	4.45	0.05	29,000	0.5	・月例給、特別給ともに5年連続の引上げ改定
H29	+	+	1,217	0.33	1,212	0.33	5	4.30	4.40	0.10	61,000	1.0	・月例給、特別給ともに4年連続の引上げ改定
H28	+	+	1,167	0.31	1,162	0.31	5	4.20	4.30	0.10	60,000	1.0	・月例給、特別給ともに3年連続の引上げ改定
H27	+	+	1,548	0.41	1,546	0.41	2	4.10	4.20	0.10	63,000	1.0	・月例給、特別給ともに2年連続の引上げ改定
H26	+	+	892	0.23	875	0.23	17	3.95	4.10	0.15	72,000	1.2	・月例給、特別給ともに7年振りの引上げ改定 ・平成27年度以降給与と制度の総合的見直し
H25	-	-	48	0.01	0	0.00	48	3.95	3.95	0.00	0	0.0	・2年連続、月例給・特別給とも改定見送り (特別給改定見送りは3年連続)
H24	-	-	▲135	▲0.04	0	0.00	▲135	3.95	3.95	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り (特別給改定見送りは2年連続)
H23	▲	-	▲952	▲0.25	▲1,154	▲0.30	202	3.95	3.95	0.00	▲19,000	▲0.3	・月例給は3年連続引下げ ・特別給は3年ぶりの改定見送り
H22	▲	▲	▲383	▲0.10	▲402	▲0.10	19	4.15	3.95	▲0.20	▲88,000	▲1.4	・2年連続、月例給、特別給ともに引下げ (同時引下げは、2年連続4度目(H14、15、21、22)) ・特別給が4.0月を下回ったのは、昭和38年の3.9月以来、47年ぶり
H21	▲	▲	▲1,161	▲0.29	▲1,130	▲0.28	▲31	4.50	4.15	▲0.35	▲163,000	▲2.4	・4年振りに月例給の引下げ改定 ・特別給は6年振りに引下げ改定 (過去最大の0.35月引下げ改定)
H20	-	-	293	0.07	0	0.00	293	4.50	4.50	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り
H19	+	+	1,308	0.32	1,302	0.31	6	4.45	4.50	0.05	42,000	0.6	・6年振りに月例給の引上げ改定 ・特別給は0.05月の引上げ改定
H18	-	-	▲272	▲0.07	0	0.00	▲272	4.45	4.45	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り
H17	▲	+	▲1,798	▲0.43	▲1,475	▲0.36	▲323	4.40	4.45	0.05	▲3,000	▲0.04	・2年振りに月例給の引下げ改定 ・特別給は0.05月の引上げ改定 ・平成18年度以降給与と構造の見直し
H16	-	-	▲147	▲0.04	0	0.00	▲147	4.40	4.40	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り ・6年振りに年間給与が前年水準を維持
H15	▲	▲	▲4,519	▲1.08	▲4,517	▲1.08	▲2	4.65	4.40	▲0.25	▲184,000	▲2.6	・5年連続年間給与の減少(過去最大) ・2年連続のマイナス勧告
H14	▲	▲	▲8,627	▲2.04	▲8,605	▲2.04	▲22	4.70	4.65	▲0.05	▲171,000	▲2.4	・4年連続年間給与の減少 ・給与勧告制度創設以来初のマイナス勧告
H13	+	▲	299	0.07	299	0.07	0	4.75	4.70	▲0.05	▲18,000	▲0.3	・3年連続年間給与の減少 ・特例一時金
H12	+	▲	499	0.12	491	0.12	8	4.95	4.75	▲0.20	▲77,000	▲1.1	・2年連続年間給与の減少
H11	+	▲	1,019	0.25	957	0.24	62	5.25	4.95	▲0.30	▲105,000	▲1.5	(この当時、特別給の下げ幅0.30月は過去最大)